

財務 VOL.46

【 確定申告 】 今年の重点解説

さて今年も確定申告の時期がやって参りました。例年通り多くの改正点の中から、先生方に実際に適用がありそうな項目に絞って以下要点を解説させていただきます。

1. 生命保険料控除

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料が追加され、「新生命保険料」・「介護医療保険料」・「新個人年金保険料」に係る控除額(各最高4万円の控除額)及び平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除(各最高5万円の控除額)の合計額が最高12万円(改正前:最高10万円)となります。

注意すべきは、今までと同じ保険契約のものであっても内容が1年更新扱いの商品で、今年から別枠扱いの控除対象となる場合があります(旧契約のものが、新保険料扱いになる等)。その結果として、控除額が増加するケースが年末調整作業においても既に確認されております。多数の控除証明書をお持ちであるが、昨年までその中の数枚の控除証明書で満額の控除(10万円)を受けられていたため、顧問税理士に控除証明書を一部しか提出されないような場合、結果として控除の適用漏れが発生する可能性がありますのでご注意ください。

2. 雇用促進税制

制度の名前はお聞きになられた事があるかと思いますが、個人事業主の方は、実際の適用は今回の平成24年度の確定申告からとなります。この制度は簡単に申し上げますと、

- ① 青色申告書を提出する事業主である
- ② 前年(平成23年)・当年(平成24年)に事業主都合による離職者がいない
- ③ 雇用保険加入対象者を2人以上かつ前年比10%以上増加させる
- ④ 雇用保険対象者の人件費を前年比で一定割合以上増加させる
- ⑥ 風俗営業を営む事業主ではないこと
- ⑦ 設立・解散の日を含む事業年度ではないこと

これらを全て満たす場合に、雇用保険加入者増加数1人当たり20万円の税額控除(所得税額の20%が上限)が受けられるというものです。税額控除としてはかなり大きな金額水準のものであり、これを活用しない手はないですね。(※既に入職済みの従業員が就労時間を増やし新たに雇用保険の被保険者となる場合も増加とみなすことが可能です。)

ただし事業年度開始後2ヶ月以内に「雇用促進計画」という書類をハローワークに提出しておかなければ、たとえ要件を満たしても税額控除は受けられません。つまり今回適用を受ける方は既に昨年2月末までこの書類を提出済みというのが前提条件です。

今回適用を受けられない方でも、平成25年に従業員の増員計画をお持ちの場合には平成25年分の確定申告のために**今年2月末までに「雇用促進計画」を漏れなくご提出下さい。**詳しくは“AMCPレポート財務VOL.29：『非常に優遇された「雇用促進税制」のご紹介』”をご覧ください。

3. 外国為替証拠金取引(FX)

平成23年度までのFX税制は、取引業者と相対で取引する「店頭FX」と「くりっく365」「大証FX」といった「取引所FX」で取扱いが異なっておりました。前者の取引は給与や事業等他の所得と合算され累進課税で計算され、後者については他の所得とは分離され、先物取引と合わせて一律20%(所得税15%、住民税5%)の税率で計算されておりました。

これが平成24年1月1日以降の決済分より「店頭FX」が「取引所FX」や先物取引と同様の課税方法に変更され**税制が一本化され、すべてのFX取引について所得の多寡に係らず税率が一律20%となりましたので、特に高額所得者の方が「店頭FX」取引をされて利益を出されている場合には大きなメリットが生じることになるでしょう。**

なおかつ今回の改正には「損失が発生した場合」にもメリットが生じる内容が含まれています。これは、「店頭FX」の損失を、「取引所FX」や先物取引の利益と相殺(損益通算)することができ、**なおかつ相殺後に損失が残った場合には翌年以降3年にわたって損失を繰り越すことができるようになりました。**

当然のことながら、単に損失が生じているだけのケースも繰越が可能ですが、損失を繰り越すためには「株式等の譲渡」の場合と同じように「確定申告において申告すること」が要件となっておりますので、顧問税理士に資料をご提出下さい。

4. 金地金等の譲渡

平成24年1月1日以後に、「金地金」・「金貨」・「プラチナ」を売却し、その代価が1回200万円を超える場合は、買取業者が「金の種類」・「支払金額」・「支払年月日」等を記載した「金地金等の譲渡の対価の支払調書」を税務署に提出しなければならなくなりました。つまり、**税務当局は1回200万円を超える金地金等の取引については把握しておりますので、漏れなくご申告頂きますようくれぐれもご注意ください。**

■ 本年も引き続き「AMCPレポート」をどうぞ宜しくお願い申し上げます

本年も昨年に引き続き、皆様にとって少しでもお役に立てる情報を提供すべく、日々、情報収集に努めて参りますので、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。